

発行：社会福祉法人洋野町社会福祉協議会

本所：〒028-7914 岩手県九戸郡洋野町種市23-27-2 TEL65-5360 FAX65-5450

大野事務所：〒028-8802 岩手県九戸郡洋野町大野56-78-30 TEL77-2180 FAX77-2181

ホームページ：<http://hirono-shakyo.or.jp/>

今年も共同募金運動にご協力をお願いします！

赤い羽根は小さなことをしています。

たくさん



小さなことかもしれないけれど、困っている人にとっては大事なこと。
 その小さなことを、日本全国たくさんの場所で活動している。
 ということは、「大きなことをしている」と言ってもいいのかもしれませんが、
 赤い羽根はこれからも、テレビや新聞のニュースで取り上げられない
 小さなことにも心を配って活動しています。

あの人を、すべての人を、支えたい。

赤い羽根共同募金



今年も10月1日から全国一斉に共同募金運動が始まりました。共同募金運動は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、国民一人ひとりのたすけあい精神に基づく募金運動です。

今年も町民皆さまの温かいご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

(関連記事 2～3 ページ)

主な内容

ページ

赤い羽根共同募金運動について……………	2～3
日常生活自立支援事業のご案内……………	4
生活福祉資金貸付制度のご案内……………	5
新役員・評議員紹介、社協会費納入のお礼と報告…	6
福祉の話題……………	7
ふくし情報コーナー……………	8

この広報紙は、共同募金の助成により発行しています。

「地域の福祉、みんなで参加」

始まりました。町民皆さまのご理解ご協力をお願いします!!

10月1日から全国一斉に『共同募金運動』が始まりました。

今年も街頭募金をはじめ、戸別募金、法人募金、学校募金、職域募金などの方法で10月1日から12月31日までの3ヶ月間、募金活動を実施いたします。町民皆さまの温かいご理解ご協力をお願いします。

洋野町の今年の目標額は 5,452,000円

(赤い羽根共同募金運動3,179,000円、歳末たすけあい運動2,273,000円)

赤い羽根共同募金の流れ

町民の皆さんから寄せられた募金

(戸別募金・街頭募金・学校募金・窓口募金)
イベント募金・職域募金・法人募金

岩手県共同募金会洋野町共同募金委員会

事務局：洋野町社会福祉協議会内

全額送金

岩手県共同募金会

翌年度
助成

民間福祉施設や社会福祉協議会等へ助成

寄せられた募金の約70%は、募金をいただいた地域で使われています。残りの30%は、市区町村を超えた広域的な課題を解決するための活動に都道府県の範囲内で使われています。

洋野町における共同募金助成金の使いみち

平成28年度の共同募金運動に寄せられた募金のうち、町社会福祉協議会では2,237,784円の助成を受け、平成29年度において次の事業を実施するために有効に活用しています。

在宅福祉活動のために

- 一人暮らし高齢者給食サービス事業
- ふれあいいいきサロン
- 家庭介護者の集い

広報調査活動のために

- 社協だより発行
- ふれあいサロンだより発行

福祉のまちづくりのために

- 福祉まつり

社会参加活動のために

- 一人暮らし高齢者の集い
- 高齢者ゲートボール大会

ボランティア活動のために

- 地域福祉団体助成事業
- ボランティア活動参加促進事業



一人暮らし高齢者給食サービス事業



ひろの福祉まつり



一人暮らし高齢者集い



高齢者ゲートボール大会



赤い羽根共同募金運動

10月1日から全国一斉に「共同募金運動」が



～募金の取り組み方法について～



戸別募金



行政推進員さんを通じて各世帯に赤い羽根を配布して、募金のご協力をお願いします。

街頭募金



町内のボランティアの方々にご協力をいただき、街頭で募金のご協力を呼びかけます。

学校募金



福祉教育を目的に町内小・中・高等学校の児童・生徒へ募金のご協力を呼びかけます。

イベント募金



町内のイベント等で来場者の皆さんに募金のご協力を呼びかけます。

職域募金



官公庁や団体等で働いている皆さんに募金のご協力をお願いします。

窓口募金



町内店舗等に募金箱を設置していただき、募金のご協力をお願いします。

法人募金



町内の企業等で共同募金運動の趣旨にご理解をいただき、ご協力いただく募金です。

歳末たすけあい運動

(12月1日～12月31日)

12月1日から12月31日までの期間は、歳末たすけあい運動を実施します。

引き続き、町民皆さまのご理解ご協力をよろしくお願いいたします。



共同募金に関するお問い合わせ先

町共同募金委員会（町社会福祉協議会内）

本 所：TEL 65-5360 FAX 65-5450

大野事務所：TEL 77-2180 FAX 77-2181

日常生活自立支援事業のご案内

高齢の方や障がいを持った方が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、また、それに伴う日常的金銭管理などを行う事業です。

1. どんな人が利用できるの？

自分ひとりで判断することに不安な方やお金の管理に困っている方など

例えば…

- 介護保険関係の書類がたくさんくるけど、どう手続きしたらいいかわからない
- 福祉サービスを使いたいけど、どうすればいいかわからない
- 計画的にお金を使いたいけどいつも迷ってしまう
- 最近物忘れが多くて預金通帳をちゃんとしまったかいつも心配

2. どんなサービスが受けられるの？

1. 福祉サービスの利用援助

福祉サービスを安心して利用できるようにお手伝いします。



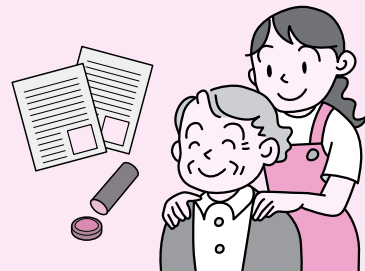
2. 日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに欠かせないお金の出し入れをお手伝いします。



3. 書類等預かりサービス

大切な印鑑や証書などを安全な場所でお預かりします。



3. サービスの利用手続きはどうすればいいの？

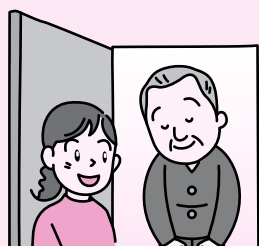
1. 相談の受付

まず、社会福祉協議会にご連絡ください。ご本人以外でも、ご家族など身近な方、民生委員などを通じてのお問い合わせにも対応します。



2. 相談打ち合わせ

専門員がご自宅等を訪問し、親身になってご相談に応じます。ご相談に当たってはプライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。



3. 契約書・支援計画の作成

お困りのことやご希望などご本人の意向を確認しながら、支援計画を作成します。その後、契約内容等をご提案します。



4. 契約・サービス開始

契約内容・支援計画に納得いただければ、利用契約を結びます。契約後、支援計画に沿って、生活支援員がサービスを提供します。



4. サービスの利用に費用はかかりますか？

ご相談は無料です。……ご相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。

サービスは有料です。……福祉サービス利用援助、金銭管理などのサービスを利用する際は料金がかかります。1回1時間あたりおおむね1,300円です。

※生活保護を受けている方は無料です。

生活福祉資金 貸付制度

この制度は、所得の少ない世帯、障がいを持つ人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、低い利子（一部無利子）でお金を貸し付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長を図り、社会参加の促進を図る貸付制度です。

○ご利用いただける世帯

低所得世帯 / 障がい者世帯 / 高齢者世帯 / 生活保護世帯

○連帯保証人

原則として必要。ただし連帯保証人なしでも貸付可能な場合があります。

○貸付利子

連帯保証人を立てた場合は無利子 / 連帯保証人を立てない場合は年 1.5%（教育支援資金と緊急小口資金については、連帯保証人の有無にかかわらず無利子）

○延滞利子

期限までに償還できない場合は、残元金に対して年 5% の延滞利子が発生します。

※ 他の公的貸付制度等の貸付を受けることが可能な場合は、他制度を優先していただきます。（母子寡婦福祉資金貸付制度、日本学生支援機構による奨学金など）

※ この貸付資金は、生活の安定や立て直しを図ることを目的としていますので、お住まいの地区の民生委員が支援・相談にあたります。

資金の種類		貸付限度額
1 総合支援資金 …失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立を見込まれる世帯に貸し付ける資金 ※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることについて同意していただく必要があります。		
生活支援費	・生活再建までの間に必要な生活費用	(2人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内
住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
一時生活再建費	・生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内
2 福祉資金 …低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯等に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金		
福祉費		
	生業を営むために必要な経費	460万円以内
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	580万円以内 (技能習得期間による)
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	230万円以内 (療養期間による)
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	230万円以内 (介護サービスを受ける期間による)
	災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内
	緊急小口資金 ・緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合に貸し付ける資金 ※利用するためには、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、資金貸付の実施主体及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることについて同意していただく必要があります。	10万円以内
3 教育支援資金 …低所得世帯等に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金		
教育支援費	・高校、大学、高等専門学校等への就学に際し必要な経費	(高校) 月3.5万円以内 (高専) 月6.0万円以内 (短大) 月6.0万円以内 (大学) 月6.5万円以内
就学支度費	・高校、大学、高等専門学校等への入学に際し必要な経費	50万円以内
4 不動産担保型生活資金 …一定の居住用不動産を担保に生活費を貸し付ける資金		
不動産担保型生活資金	・低所得の高齢者世帯対象	月30万円以内 宅地評価額の7割程度
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	・要保護の高齢者世帯対象	居住用不動産の評価額の7割程度 (生活扶助額の1.5倍以内)

【役員】任期：平成29年6月21日から平成31年6月に開催する定時評議員会の終結の時まで

役職	氏名	区分・所属等	役職	氏名	区分・所属等
会長	奥寺保雄	知識経験者等 (社会福祉事業について識見を有する者)	理事	澤村よう子	ボランティア活動を行う団体の代表者 (洋野町ボランティア連絡協議会)
副会長	高城岩雄	民生児童委員 (洋野町民生委員児童委員協議会)	理事	佐々木智子	知識経験者等 (社会福祉事業について識見を有する者)
理事	青澤一義	社会福祉団体 (洋野町老人クラブ連合会)	理事	柁谷義美	知識経験者等 (中野北区行政推進員)
理事	梨木和子	社会福祉団体 (洋野町婦人団体連絡協議会)	監事	苧坪健一	知識経験者 (社会福祉事業について識見を有する者)
理事	藤森善徳	社会福祉事業を営む団体の役員 (株式会社藤森)	監事	奥寺昭人	知識経験者 (財務管理について識見を有する者)

【評議員】任期：平成29年4月1日から平成33年6月に開催する定時評議員会の終結の時まで

氏名	区分・所属等	氏名	区分・所属等
大入一弘	民生児童委員 (洋野町民生委員児童委員協議会)	板垣宏治	商工農水産業団体 (種市地区漁業協同組合協議会)
古川忠一	社会福祉団体等 (洋野町手をつなぐ親の会)	林郷繁夫	商工農水産業団体 (新岩手農協大野支部農家組合長協議会)
森澤武男	社会福祉団体等 (洋野町公衆衛生組合連合会)	十文字君枝	ボランティア活動を行う団体の代表者 (洋野町ボランティア連絡協議会)
明戸実	社会福祉団体等 (洋野町種市防犯協会)	長根山幸男	知識経験者等(有家地区行政推進員)
高橋明美	社会福祉事業を営む団体の役員 (特別養護老人ホーム久慈平荘)	百鳥富彦	知識経験者等(泥凪地区振興会)
鈴木修	社会福祉事業を営む団体の役員 (株式会社ハートフェルトケア)	阿部俊夫	知識経験者等 (社会福祉事業について識見を有する者)
山田幸朗	教育関係(洋野町教育振興会)	日影勇	知識経験者等 (社会福祉事業について識見を有する者)
吹切功一	商工農水産業団体(洋野町商工会)		

平成29年度洋野町社会福祉協議会会費納入のお礼と報告

平成29年度社協会費の納入について、町民の皆様より多大なご理解とご協力を賜り、心よりお礼申し上げます。
皆様よりご協力いただいた会費は、町の地域福祉推進のための貴重な財源として有効に活用させていただきますので、今後とも当協議会へのご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。
また、社協会費の取りまとめ等にご協力をいただいた、行政推進員及び月番・班長の皆様に深く感謝申し上げます。

総額 5,259,000円

※平成29年10月1日現在

一般会費 5,196,000円 (5,196件分)

◎一般会費とは……
町内の各世帯 1世帯あたり1,000円

賛助会費 63,000円 (30件分)

◎賛助会費とは……
・本会の趣旨に賛同してくださる篤志者等 1,001円以上
・本会役員及び評議員 2,000円

町民皆様よりご協力をいただいた会費は、町の地域福祉推進のために下記のような事業等に有効に活用します。

- 地域での福祉活動のために・・・
- 地域福祉やボランティアに関する各種研修事業のために・・・
- 児童生徒のボランティア教育推進のために・・・
- 社協運営事業のために・・・

福祉の話題

社協が主催した事業や各福祉団体などで行われた催しを紹介します。

第29回県民長寿体育祭いきいきシニアスポーツ大会
(県・(公財)いきいき岩手支援財団・(一財)県老人クラブ連合会主催)

久慈地区代表として白熱プレー

第29回県民長寿体育祭いきいきシニアスポーツ大会が9月2日、県営運動公園陸上競技場で開催され、久慈地区代表として本町から28人が出場しました。

本町の出場選手は、ゲートボールリレーやボール送り等5種目に出場し、県内各地区の代表選手と熱戦を繰り広げました。

60m競走に出場した竹高キクノさん(横手)は「出場している選手たちは、日頃からトレーニングを重ねているようで、とても速かったです。立派な陸上競技場で走ることが出来て楽しかったです。」と話していました。



(写真上) 大会に出場した選手・応援団の皆さん



(写真右) 男子100m競走65歳以下の部で第3位入賞を果たした山田幸朗さん(右)



芸能団体によるステージ発表の様子



音訳体験に取り組む参加者たち

一人暮らし高齢者給食サービス事業『ほのぼの会』
(町社会福祉協議会)

心身の健康増進と孤独感の解消のために

9月10日、久慈平岳山頂広場で一人暮らし高齢者給食サービス事業『ほのぼの会』を開催し、33人が参加しました。

この事業は、大野地域の65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に開催している給食サービスで、ボランティア団体の協力のもと実施しています。

当日は、同会場で久慈平岳秋まつり2017が開催されていて、芸能団体による踊りなどのステージ発表を鑑賞しながら、楽しいひと時を過ごしました。今回は、向田婦人会が運営の中心となり、会員の皆さんで昼食の準備等を行いました。

平成29年度第1回社会福祉講座(ボランティアスクール)
(町社会福祉協議会)

視聴覚障がい者の情報環境に理解

8月2日、県立視聴覚障がい者情報センターで平成29年度第1回社会福祉講座(ボランティアスクール)を開催しました。

この講座は、町内の小・中・高校生を対象に、手話・音訳体験等を通して、視聴覚障がい者の情報環境について理解を深めることを目的に開催したもので、14人が参加しました。

参加者たちは、視聴覚障がいがある方に様々な情報をどのように伝えていけば良いのか、その難しさを実感しながら、各種体験を通して、同障がい者の情報環境等について学習しました。

ふくし情報コーナー

～ Information ～

このページに関するお問い合わせは

◇町社会福祉協議会まで

本 所：☎65-5360

大野事務所：☎77-2180

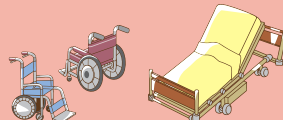
第10回洋野町シルバー芸能祭

- ◆日時 平成29年10月14日(土)
開場 正午 開演 午後1時
- ◆場所 町民文化会館大ホール
- ◆内容 町内老人クラブによる舞踊・歌・劇など
- ◆入場料 全席自由 前売券500円・当日券600円
- ◆問合せ 町老人クラブ連合会事務局
種市生活改善センター内 Tel. 65-5360
大野福祉センター内 Tel. 77-2180

福祉用具等貸与事業

一時的に福祉用具が必要となった方に対し、介護用ベッドや車いすを無償で貸し出しをして、在宅介護の支援を行っています。

ご利用を希望される方は、当協議会へお気軽にお問い合わせください。



平成29年度世界アルツハイマーデー記念講演会

- ◆日時 平成29年11月25日(土) 午後1時～午後4時
- ◆場所 普代村社会体育館
- ◆内容
 - ・寸劇 NPO法人もりおか認知症サポーターズもりもり会
 - ・報告 普代村「シルバーリハビリ体操について」
 - ・基調講演 「わかりやすい認知症の話」
講師：岩淵内科医院(大船渡市) 岩 淵 正 之 氏

災害義援金の受け付けについて

- ◆受付中の義援金
『平成29年7月5日からの大雨災害義援金』
『大分県豪雨災害義援金』
- ◆受付場所
町社会福祉協議会本所(種市生活改善センター内)
// 大野事務所(大野福祉センター内)
- ◆受付期間 平成29年12月28日まで
- ◆問合せ先 町共同募金委員会(町社会福祉協議会内)

赤い羽根募金自動販売機設置協力者募集

～自動販売機の設置で地域貢献～

岩手県共同募金会洋野町共同募金委員会では、地域福祉を推進するための財源確保のため、「赤い羽根自動販売機」の設置推進に取り組んでいます。この自動販売機は、清涼飲料水の自動販売機による売り上げの一部を寄付していただくもので、この募金は「ふれあいいきいきサロン事業」「一人暮らし高齢者給食サービス事業」等、設置した地域の様々な地域福祉活動に活用されます。



赤い羽根自動販売機(イメージ)

設置に必要なもの

- ・設置場所の提供 約1㎡(スペースに応じた自販機が選べます)
- ・月々の電気代 2,000円程度(販売業者や自動販売機のタイプ等により異なります)

設置のメリット

- ・自動販売機の管理(メンテナンス・在庫管理・商品補充・空き缶回収等)は販売業者が行うため、設置者は時間や手間をかけずに地域貢献をすることができます。
- ・売り上げに応じて所定の販売手数料が販売業者から設置者へ支払われます。

※自動販売機は無償貸与され、設置に伴う費用も無料です。

※販売業者は、(株)伊藤園、ダイドードリンコ(株)、みちのくコカ・コーラボトリング(株)などから選ぶことができます。

※売り上げの一部が共同募金会に寄付されます。寄付の割合は、販売業者により異なります。

お問い合わせ先

町共同募金委員会(町社会福祉協議会内)

本 所：TEL 65-5360 FAX 65-5450

大野事務所：TEL 77-2180 FAX 77-2181